

# 千葉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（案）の概要について

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

## 1 改正の理由

千葉県建築基準法施行細則（昭和39年千葉県規則第12号。以下「施行細則」という。）では、県へ提出する書類の書式など建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第39号。以下「施行条例」という。）及び関係法令の施行に関し必要な事項を定めています。

このうち、施行細則第21条の規定による不適合建築物等台帳（施行細則別記第15号様式）の提出については、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）で確認申請書への添付が義務付けられた「既存不適格調書」と記載内容に重複が多いことから、不適合建築物等台帳の提出制度を廃止することとし、施行細則の一部を改正します。

また、施行条例第40条の2の規定により施行細則第13条の4で指定する児童福祉施設等で避難困難者が入所する施設について児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の改正に対応するため施設名称等の見直しを行うほか、建築基準法改正に伴う規定の整備を行います。

## 2 改正の内容

### 1) 不適合建築物等台帳の提出制度の廃止

法第86条の7の規定により制限の緩和を受ける建築物及び法第88条第2項において準用する法第86条の7の規定により制限の緩和を受ける工作物については、省令第1条の3の規定による「既存不適格調書」の記載内容と重複することから、不適合建築物等台帳の提出制度を廃止します。

施行条例第51条の規定により制限の緩和を受ける建築物については、確認申請書に添付する書類として施行細則別表に省令と同様の「既存不適格調書」を追加することにより、不適合建築物等台帳の提出制度を廃止し、施行細則第21条及び別記第15号様式を削除する予定です。

### 2) 児童福祉施設等の施設名称等の見直し

施行細則第13条の4で指定する施設のうち児童福祉施設については、児童福祉法に基づく入所施設である「障害児入所施設」を対象とするよう改正する他、児童福祉法改正による名称変更に合わせて「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改正する予定です。

また、身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設については、身体障害者

福祉法及び知的障害者福祉法の改正により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に制度が移行しているため、本法律に基づくサービスを行う施設のうち障害者が入所する建築物を対象とするよう改正する予定です。

3) その他法改正に伴う規定の整備

法第48条第8項新設による条項ずれ等を改正する予定です。